

令和4年8月26日、日置市農業委員会会長馬場恵三郎は、令和4年度8月総会を日置市日吉支所2階大会議室に召集した。

〈 会議に付した議案 〉

| | |
|----------------------------|-------|
| 議案第29号 農地法第3条許可申請書審議について | (12件) |
| 議案第30号 農地転用事業計画変更申請書審議について | (3件) |
| 議案第31号 農地法第5条許可申請書審議について | (11件) |
| 議案第32号 非農地証明願出書審議について | (4件) |
| 議案第33号 荒廃農地に係る非農地判断審議について | (1件) |
| 議案第34号 農用地利用集積計画審議について | (47件) |

〈 出席委員 〉 (17人)

| | | |
|-------------------|-----------|-----------|
| 1番 馬場 恵三郎 (会長・議長) | 2番 奥 和俊 | 3番 池畑 正治 |
| 4番 日高 格一 | 5番 迫 千穂子 | 6番 重水 賢治 |
| 7番 馬場 五男 | 8番 山口 義廣 | 9番 野元 政博 |
| 10番 楠 眞憲 | 11番 東 芳男 | |
| | 14番 池田 初男 | 15番 今屋 政市 |
| 16番 黒葛 クルミ | 17番 今村 壽久 | 18番 末永 義弘 |
| 19番 春成 勝美 | | |

〈 欠席委員 〉 (2人)

| | |
|-----------|------------|
| 12番 横山 義晴 | 13番 地頭所 忠一 |
|-----------|------------|

〈 出席推進委員 〉 (0人) 新型コロナウイルス感染拡大のため、総会に招集していません

〈 欠席推進委員 〉 (15人)

| | | | |
|-----------|-----------|------------|------------|
| 20番 佐藤 洋三 | 21番 東峯 満 | 22番 松崎 秀樹 | 23番 下池 健悟 |
| 24番 本村 敏英 | 25番 松崎 弘安 | 26番 瀧間 隆男 | 27番 中玉利 一朗 |
| 28番 鳩野 哲盛 | 29番 檜物 茂広 | 30番 西園 賢一郎 | 31番 鶴田 浩志 |
| 32番 田中 宏和 | 33番 藤崎 善行 | 34番 永野 彰一 | |

〈 事務局等出席者 〉

農業委員会事務局

| | | | |
|--------|-------|-----------|---------|
| 事務局長 | 東 浩文 | 次長兼農業振興係長 | 吉富 良一 |
| 農地調整係長 | 小園 和仁 | 農業振興係 | 立和名 いづみ |
| 農地調整係 | 石塚 健一 | | |

(開会 9時00分)

会長 ただいまから、令和4年度8月定例総会を開会します。
本日の出席委員は19名中17名で、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数を満たしておりますので、総会は成立しております。
なお、横山委員及び地頭所委員から欠席届が提出されています。
また、農地利用最適化推進委員については、新型コロナウイルス感染拡大のため、出席を求めています。
それでは、総会議事日程に従いまして、進行させていただきます。

会長 まず、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。日置市農業委員会総会会議規則第13条の規定により、議事録署名委員として、18番「末永 義弘」委員と19番「春成 勝美」委員を指名させていただきます。

会長 次に、日程第2、議案第29号「農地法第3条許可申請書審議」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 資料の1頁をご覧ください。12件について説明いたします。
番号1の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は306㎡、作物は野菜です。
番号2の権利種別は使用貸借権、権利取得後の経営面積は2,240㎡、作物はたまねぎです。
番号3の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は10,425㎡、作物はにんにくです。
番号4の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,301㎡、作物は水稻です。
番号5の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は420㎡、作物は果樹です。
番号6の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は363㎡、作物は野菜です。
番号7の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,446㎡、作物は樹木等です。
番号8の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は2,251㎡、作物は水稻と野菜です。
番号9の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は8,574㎡、作物は野菜です。
番号10の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は969㎡、作物はお茶です。
番号11の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は4,830㎡、作物は水稻です。
番号12の権利種別は所有権移転、権利取得後の経営面積は183,872㎡、作物は水稻です。
以上、計12件、権利取得後の経営面積は下限面積以上であり、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査委員の報告をお願いします。
2番 議案第29号の番号1について報告いたします。
令和4年8月19日、私と副の佐藤委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中の農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第29号の番号2について報告いたします。
令和4年8月19日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

4番 議案第29号の番号3について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の東峯委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中及び一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的利用が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第29号の番号4について報告いたします。

令和4年8月18日、私と副の松崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第29号の番号5について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の黒葛委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第29号の番号6について報告いたします。

令和4年8月24日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

10番 議案第29号の番号7について報告いたします。

令和4年8月22日、私と副の永野委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、農地所有適格法人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局 本日は、横山委員が欠席のため、番号8及び番号9については、事務局の方で報告書を預かっていただきますので、代読して報告いたします。

事務局 議案第29号の番号8について報告いたします。

令和4年8月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

事務局 議案第29号の番号9について報告いたします。

令和4年8月21日、私と副の本村委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第29号の番号10について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中及び一部非農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第29号の番号11について報告いたします。

令和4年8月22日、私と副の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

農地の現況は耕作中の農地です。

農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。

権利を取得する人の種別は、自然人です。

農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。

周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。

総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

- 19番 議案第29号の番号12について報告いたします。
令和4年8月19日、私と副の田中委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。
農地の現況は耕作中及び草刈等で耕作できる農地です。
農地の効率的耕作が認められるか否かについては、認められます。
権利を取得する人の種別は、自然人です。
農作業に常時従事すると認められるか否かについては、常時従事すると認められます。
周辺農地に支障発生のおそれがあるか否かについては、生じるおそれがあると認められません。
総論としまして、農地法第3条第2項各号に該当しないので、許可相当であると判断しました。
以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。
- 会長 はい、ありがとうございます。議案第29号のすべての案件について、許可相当との報告をいただきました。
何かご質疑等は、ございませんか。
- 11番 番号2について、「何を作られるのか、代表者の氏名は、会社の場所はどこか」を教えてください。
- 4番 いろいろな野菜の苗を作っている会社です。
- 事務局 代表者はSさんです。会社の住所は代表者の居住地におかれています。もともとの代表者はIさんでしたが、現在Sさんになっております。
- 11番 「会社の住所は吹上であったが、申請地は東市来だが農地があったのか」教えてください。
- 4番 たくさんあります。
- 11番 吹上にはA社があり、管理が行き届いていない農地があるが、今回農地所有適格法人としての申請であるので、管理が行き届かない農地が発生しないようしてもらいたい。
- 事務局 農地所有適格法人については、毎年1回、決算後に報告をする義務があり、その報告を頂いて、事務局でも確認をします。今回は、初めてですので、来年の決算後に報告を頂くこととなっております。また、適格法人については、所有している農地をすべて有効に使わなければならないという条件がありますので、耕作していないとか、耕作放棄地となっていれば、事務局から指導・勧告できるようになっております。
- 11番 大事なのは、ただいま説明のあった最後の部分の現場の状況、所有する農地の管理だと思います。
- 5番 今言われたA社については、あちこち借りているが、今のコロナの時代と外国人の受け入れの関係もあり、だいぶ人手が足りず、手が回らないと代表の方から聞いております。それで、管理が行き届かない農地があり、どうして管理が行き届かないのか、調べるのも私たち農業委員の仕事であるので、そこに行って指導するなり、そうなった原因を調べて、お互いに協力できれば、管理が行き届かない農地が解消されるのではと思います。
- 5番 別件になりますが、8番について、譲受人は福岡の方だが、こちらに移住してこられるのか教えてください。
- 事務局 申請代理人及び譲渡人の父にも聞いたところ、月に数日間はこちらに帰ってきて、父に教えてもらいながら農業を始めているところです。また、数年のうちにこちらに戻ってくるとのことです。
- 5番 親子関係という事ですね。
- 事務局 はい。
- 会長 他にありませんか。
- 9番 番号2について、5年間の使用貸借権となっているが、5年後は所有権移転をされるのか、再度更新をされるのかなど事務局からの連絡があるのか教えてください。
- 事務局 通常の利用権と同じような形で、3条申請の使用貸借権の場合は、法廷更新されないため、更新となる3ヵ月ほど前にはどのようにされるかの案内を出すようにいたします。
- 会長 よろしいですか、他にありませんか。
- 議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第29号のすべての案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第29号のすべての案件について、許可することに決定しました。

会長 次に、日程第3、議案第30号「農地転用事業計画変更申請書審議」を議題とします。

なお、議案30号の番号1と、日程第4、議案第31号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1、それと議案30号の番号2と、議案第31号の番号6、議案30号の番号3と、議案第31号の番号11は関連がありますので、合わせて審議いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の18頁をご覧ください。3件です。

番号1は、23頁の議案第31号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年6月28日付指令日農委第4号4で農地法第4条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、申請地に貸駐車場を整備するつもりでありましたが、一般住宅を建てたい希望者があり、譲渡人の経済的事情により売却して代金を受領する方が望ましいと思われたため、事業計画変更するものであります。

番号2は、23頁の議案第31号「農地法第5条許可申請書審議」の番号6と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和元年6月28日付指令日農委第5号32で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、申請地を山林に整備する計画でありましたが、隣接地が太陽光を設置されており、所有者に話をしたところ、日当たりが悪くなるとの理由で承諾が得られなかったとのことでした。

また、今回、申請地に隣接する宅地を譲受人が購入したいとのことで、申請地についても売買の話がまとまり、今回敷地として購入することになったとのことで事業計画変更するものであります。

番号3は、24頁の議案第31号「農地法第5条許可申請書審議」の番号11と関連がありますので、合わせて説明いたします。

本申請は、令和4年6月28日付指令日農委第5号36で農地法第5条の規定により許可を受けた転用事業計画を変更するため、申請がなされたものです。

当初、計画者は、既存のキャンプ場に隣接する農地1筆を購入してキャンプ場を整備する計画でありましたが、今回、さらに隣接する3筆も売買の話がまとまり、キャンプ場として整備したいため、事業計画変更するものであります。なお、雑種地等も含めた一体利用面積は8筆で、1,704.1㎡となります。なお、面積が大きいので、土地利用協議についても建設課の方と打合せするよう伝えております。

以上、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので、承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第30号の番号1と議案第31号の番号1については一括して報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

15番 議案第30号の番号2と議案第31号の番号6については一括して報告いたします。

令和4年8月22日、私と副の藤崎委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は耕作中の農地と一部草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.1haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

19番 議案第30号の番号3と議案第31号の番号11については一括して報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の田中委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約2.4haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法に係る事務処理要領の規定に該当するので承認相当、また、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案30号の番号1と議案第31号の番号1の案件、それと議案30号の番号2と議案第31号の番号6の案件、議案30号の番号3と議案第31号の番号11の案件について、承認及び許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案30号の番号1と議案第31号の番号1の案件、それと議案30号の番号2と議案第31号の番号6の案件、議案30号の番号3と議案第31号の番号11の案件について、承認及び許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案30号の番号1と議案第31号の番号1の案件、それと議案30号の番号2と議案第31号の番号6の案件、議案30号の番号3と議案第31号の番号11の案件については、承認及び許可することに決定しました。

会長 次に、日程第4、議案第31号「農地法第5条許可申請書審議」の番号1、番号6、番号11以外の案件を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは資料の23頁をご覧ください。番号1、番号6、番号11を除く8件について説明いたします。

番号2の転用目的は、一般住宅、権利種別は所有権移転です。

番号3の転用目的は、排水管理設敷地、権利種別は所有権移転です。

番号4の転用目的は、資材仮置場、権利種別は賃借権設定です。

番号5の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号7及び番号8の転用目的は、駐車場、権利種別は所有権移転です。

番号9の転用目的は、敷地内通路、権利種別は所有権移転です。

番号10の転用目的は、山林、権利種別は所有権移転です。

なお、番号2は、東市来町湯之元地区の土地区画整理事業施行区域内であり、仮換地等による実測面積は337㎡です。

番号3は、申請地北東側の宅地に貸家がありますが、申請人の前所有者が、この貸家の浄化槽の処理後の排水処理について、この宅地から南側の原野をとおり、今回の申請地部分をとって西側の水路を流し込んでいたため、所有者の方より相談があり、現所有者（申請人）が今回分筆予定での申請です。

番号4は、申請地近くの橋架け替え工事に伴う一時転用です。令和2年度から工事ごとに受注業者に、転用申請をさせていましたが、今回、発注が遅れて期間が開いたため、市の方で申請することになりました。なお、現地が、資材置場状態となっているため、始末書を添付しての申請です。

番号5は、申請人が、既に事前着手しているため始末書を添付しての申請となります。

番号7及び番号8は、申請地は基盤整備事業が実施された農地で、農用地区域内農地であり、令和4年6月6日付けで、農用地区域からの除外決定となり、今回の申請となったものです。なお、面積が大きいので、建設課と土地利用協議について打合せ中とのことです。

番号9は、申請地は以前、農用地区域内農地であり、令和4年7月13日付けで、農用地区域からの除外決定となり、今回の申請となったものです。なお、平成6年頃に既にこの宗教法人の敷地は完成していましたが、越境していたとのことで、分筆し、始末書を添付しての申請です。

以上、番号1、番号6、番号11を除く計8件、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可要件を満たしていると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくをお願いします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

2番 議案第31号の番号2について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の佐藤委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、JR湯之元駅から約170mに位置する農地であるので、第3種農地の300m以内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

7番 議案第31号の番号3について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の黒葛委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.5haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第31号の番号4について報告いたします。

令和4年8月22日、私と副の瀧間委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域から約105mに位置する農地であり、その規模が約0.3haで10ha未満であるので、第2種農地の市街地近接農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

一時転用の妥当性は、妥当です。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

8番 議案第31号の番号5について報告いたします。

令和4年8月23日、私と副の瀧間委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であるので、第3種農地の都市計画用途地域内農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

17番 議案第31号の番号7と番号8については、権利取得者が同一であるため、一括して報告いたします。

令和4年8月22日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈等で耕作できる農地です。

農地の区分については、土地改良事業が施工された農地であるが、拡張に係る部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないので、第1種農地の既存施設の拡張と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第31号の番号9について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の松崎弘安委員は、申請代理人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約1.0haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

18番 議案第31号の番号10について報告いたします。

令和4年8月20日、私と副の松崎弘安委員は、申請人の立会いのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は草刈り等で耕作できる農地です。

農地の区分については、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない、約0.2haと小集団の生産性の低い農地であるので、第2種農地のその他の農地と判断しました。

資力・信用、他権利者の同意、行政庁との協議等については、有です。

許可後、遅滞なく転用事業を行う見込みについては、有です。

転用事業面積の妥当性は、妥当です。

災害や農地・農業用排水施設への被害の発生のおそれはありません。

総論としまして、農地法第5条第2項各号に該当しないので、許可相当と判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。

議案第31号の番号1、番号6、番号11以外の案件について、許可相当との報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

会長 他にありませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第31号の番号1、番号6、番号11以外の案件について、許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第31号の番号1、番号6、番号11以外の案件について、許可することに決定しました。

会長 ここで、しばらく休憩します。次の会議を10時10分とします。

<休憩：10時00分～10時10分>

会長 休憩前に引き続き会議を開きます。

会長 次に、日程第5、議案第32号「非農地証明願出書審議」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 資料の35頁をご覧ください。4件です。

非農地に至った理由及び現在の状況について説明します。

番号1については、農地法施行以前からの宅地及び法面です。

番号2については、20年以上経過した宅地です。

番号3については、20年以上経過した宅地及び道路です。

番号4については、20年以上経過した宅地です。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 現地調査員の報告をお願いします。

17番 議案第32号の番号1について報告いたします。

令和4年8月22日、私と正の馬場会長は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、1号宅地及び3号法面で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

6番 議案第32号の番号2について報告いたします。

令和4年8月18日、私と副の松崎秀樹委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。

当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

9番 議案第32号の番号3について報告いたします。

令和4年8月22日、私と副の鳩野委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地及び道路で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

14番 議案第32号の番号4について報告いたします。

令和4年8月19日、私と副の下池委員は、申請代理人の立会ひのもと、現地調査を行いました。当該農地の現況は非農地相当です。

認定基準の該当項目は、2号宅地で農地として利用できない土地です。

総論としまして、非農地証明書交付要綱第3条に該当しているので非農地として証明することが相当であると判断しました。

以上、調査委員で意見の一致をみました。報告を終わります。

会長 はい、ありがとうございました。議案第32号のすべて案件について、非農地として証明することが相当であると報告をいただきました。

何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第32号のすべて案件について、非農地として証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第32号のすべて案件について、非農地として証明することに決定しました。

会長 次に、日程第6、議案第33号「荒廃農地に係る非農地判断審議」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 40頁をご覧ください。
議案第33号 「荒廃農地に係る非農地判断審議」についてであります。
申請分となります。
番号1は、伊集院町飯牟礼、登記地目は畑、登記面積は1,135㎡です。現地については、事務局で調査し、現況地目は「山林」と判断しました。
以上、畑1筆、面積1,135㎡です。
農地法第2条第1項の農地に該当しないものとして判断することについて、ご審議よろしくお願ひします。

会長 はい、ありがとうございました。ただいまの説明について、何かご質疑等は、ございませんか。
議長 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ございませんので、議案第33号の案件について、非農地として判断することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長 [賛成多数]
会長 賛成多数ですので、議案第33号の案件について、非農地として判断することに決定しました。

会長 次に、日程第7、議案第34号「農用地利用集積計画審議」を議題とします。
それでは、議事参与制限の案件を先に審議します。

会長 春成勝美委員が関係する案件を審議しますので、退席をお願いします。
19番 [退席]
会長 事務局の説明を求めます。
事務局 46頁の番号20、52頁の農地中間管理事業分の番号23、番号24です。貸借です。
この案件につきましては、借人が春成委員と農業経営が同一であるという関係上、議事への参与を制限いたします。
面積について、田は無し、畑は3,712㎡、計3,712㎡、うち再設定面積は1,192㎡、
利用権設定件数は3件、うち再設定件数は2件です。
本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。
説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ありませんか。
議長 [質問・意見等なし]
会長 質疑等ありませんので、議案第34号の春成委員が関係する利用権設定の番号20、及び農地中間管理事業の番号23、番号24の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。
議長 [賛成多数]
会長 賛成多数です。議案第34号の春成委員が関係する利用権設定の番号20、及び農地中間管理事業の番号23、番号24の案件は、計画案どおり決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。
春成委員に着席の連絡をしてください。
19番 [着席]
会長 次に、議案第34号の議事参与制限以外の案件を審議します。
事務局の説明を求めます。
事務局 まず、所有権移転分です。資料の42頁です。売買です。
面積について、田は無し、畑は3,518㎡、計3,518㎡、作物はお茶です。
次に、利用権設定分です。資料の43頁から47頁です。貸借です。
面積について、田は9,311㎡、畑は11,461㎡、計20,772㎡、うち再設定面積は4,600㎡、利用権設定件数は20件、うち再設定件数は6件です。

最後に、農地中間管理機構分です。資料の48頁から52頁です。貸借です。

面積について、田は32,055㎡、畑は無し、計32,055㎡、うち再設定面積は9,319㎡、利用権設定件数は22件、うち再設定件数は6件です。

本案の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に定める要件に合致していると考えます。

説明を終わります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 何かご質疑等は、ございませんか。

議場 [質問・意見等なし]

会長 質疑等ございませんので、議案第34号の議事参与制限以外の案件について、計画案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

議場 [賛成多数]

会長 賛成多数です。議案第34号の議事参与制限以外の案件は、計画案どおりに決定しましたので、市長へ、その旨、答申します。

会長 以上で、本日のすべての審議は終了いたしました。

閉会のあいさつを会長代理をお願いします。

2番 令和4年度8月総会を閉会します。

(閉会 10時20分)

この議事録が真正なものと認め、ここに署名する。

会 長

18番

19番